

第五節 教職員・学生（教官・職員・学生・院生）

佐々木 享

一 新制大学の入学試験

新制国立大学の初期の入学者選抜、いわゆる入学試験は、いくつかの特色をもっていた。それは、細目は別とすれば、（一）入学資格Ⅱ受験資格をもつすべての志願者に学力検査を課し、その結果と調査書とを総合して選抜したこと、（二）個々の大学が実施する入学試験に先立って、全国一斉に実施される進学適性検査の受験を要したこと、（三）すべての国立大学の入試実施期日が、大学単位でⅠ期、Ⅱ期に分割され、国立大学進学希望者に二回の受験機会を与えたこと、（四）医学部については他の一般の学部とは別個の入試を実施した大学があったこと、（五）いわゆる白線浪人対策として臨時の編入試験が実施されたこと、（六）受験者全員あるいは学力検査の合格者全員について身体検査を課したことなどに大別できる。旧学制の時代と違って原則としてすべての大学が男女に門戸を開放したことはいうまでもない。ただし「原則として」とのべたのは、お茶の水、奈良の両女子大学が男子の入学を認めていないし、東京、神戸の両商船大学がある時期まで女子の入学を認めていなかったからである。このほか、一九四九年には、新制高校最初の卒業者だけでなく、四八年四月に旧制高校に入学した者が四八年度末の旧制高校打ち切りのために改めて新制大学入試に参入するなど、新制大学発足初期には過渡期に随伴する事象もみられた。

また右に述べた特色は、そのすべてがある時期まで一貫して持続したわけではなく、白線浪人対策のように一回限りのもの、進学適性検査のように一九五四年まで続いたもの、Ⅰ期・Ⅱ期制のように共通一次試験が導入される前年

の一九七八年まで持続したものと、区々であった。

（一）学力検査

国立新制大学の第一回入学試験（学力検査）は、新制国立大学の発足が一九四九年五月三十一日にずれ込んだ関係で、同年六月に実施された。第Ⅰ期校は六月八日から、第Ⅱ期校は六月一五日から開始された。しかし翌五〇年からは、三月に実施されるようになった。本学は当初から第Ⅰ期校に指定されていた。

本学の新制大学としての最初の入学試験の結果は、左の如くであった（一九四九年七月一日の協議会における報告による）。

志願者数 一九三九

受験者数 一七二二

合格者数 七四二

学部進学予定 法経二四六、文九八、教育四四、医八三、工二〇一、理七〇

学級数 第一分校（瑞穂分校）一〇

第二分校（豊川分校）八

この日の協議会において第一回入学式は七月二二日（金）、授業開始は八月二二日（月）と決定した。異例の日程であった。なお本学においては、新制大学の発足当初から医学部進学予定者を採用していたことが注目される（詳細は後述）。

新制大学入試で最も論点となったのは学力検査のあり方なので、最初にこの点につきのべる。

旧制大学にくらべて新制大学の入学試験を特徴づけたのは、すべての入学資格（Ⅱ受験資格）を有する者を平等に

扱い、これに学力検査を課してその結果を重視して合否を判定したことがある。旧学制下の高等教育機関の入学者選抜方式は、高校、専門学校と大学とでは根本的に異なっていた。高校、専門学校では、すべての受験資格ある志願者に学力検査を課し、その結果に基づいて合否を判定していた。ただし高校については法令により、官立専門学校については東京音楽学校を唯一の例外として学校として女子の入学を排除していた。また、高等商業学校では、中学校出身者と商業学校出身者とは学力検査科目を違えている学校も少なくなかった。いずれにせよ、高校、専門学校の入学者選抜は、全志願者に競争試験を課していた。

これに対して旧制大学では、入学に関して出身学校によって順位を異にする優先順位制が採用されていた。たとえば、北海道帝大のように予科をもつ大学では予科修了者に、予科をもたない帝大では文系学部では高校文科卒業者に、理工医系学部では高校理科卒業者に、入学について第一位の優先順位を与えていた。優先順位第一位の志願者数が定員を超えた場合には、その第一位の者だけにつき競争試験が実施された。この競争試験で排除された者が、後述の白線浪人となる。優先順位第一位の志願者が定員以下の場合には全員が合格となり、その欠員の部分が優先順位第二位以下の者に開放される。第二位以下についての学歴による順位の設定方は、大学、学部毎に異なっていた。第二位（たいていは第三位）以下には、高等学校以外の学歴者が指定される。この高等学校以外の学歴者は傍系入学者と通称された。本学の場合の優先順位については別項で述べた。

しかし帝国大学・官立大学においても、敗戦後すなわち一九四六年度の入試から優先入学制が全面的に撤廃され、高卒者をふくむ受験有資格者全員に学力検査を課してその結果により合否を判定する方式に改めた。高校、専門学校の入学者選抜と同じ方式になったわけである。

新制大学は、右に略述した経過を経て、当初から、有資格の入学志願者全員に学力検査を課す方式を採用した。したがって、大学入試のあり方をめぐる議論は、当初は、専ら学力検査の教科・科目の構成（および、後述の進学適性

検査の是非と）に集中した。

これよりさき、文部省は一九四六年から『昭和二二年度 高等専門学校入学者選抜方法の説明』なる冊子を各学校に配布し、入学者選抜の原則と選抜方法の要点などを説明してきた。新制大学最初の入試に関しては『昭和二四年度 新制大学（並びに専門学校等）入学者選抜方法の解説（一）』、『同上（二）』を配布している（以下ではこれを『解説（一）』、『解説（二）』という。発行日、配布日は不明）。これによると、「新制大学並に専門学校等の入学者選抜の方法は、教育制度改革後初めての経験でもあり、転換の過渡期でもあるためにいろいろの問題がふくまれているので、文部省では各種学校の代表者を網羅して研究協議会を開催し、「その結果に基づいて昭和二四年度の入学者選抜方法を決定し」「その要項は昭和二三年九月に通達され」たとある。この「要項」は発見されていないけれども、『解説（一）』は要項の解説であり、『解説（二）』には「学力検査における各教科群の出願方針と問題例」が記されている。

『解説（一）』は、選抜方法の主眼点として次の三条件を掲げ、高等教育機関はこれを守る「義務があろう」としていた。

- (一) 高等教育を受けるに最も適応した能力を備えている者を選抜すること。
- (二) 下級学校の教育を理解し、その円満な発展を助長するような選抜方法をとること。
- (三) 入学者選抜自体が一つの教育であるから、教育目的に沿うように選抜方針を立てること。

この原則にしたがって、入学者の判定は、進学適性検査、学力検査、身体検査及び調査書の成績を総合して行うものとされた。旧学制の時代にひろく実施されてきた口頭試問は、「主観的判定に左右される可能性が多く」、客観的基準が得にくいとして、一九四七年度から、全然実施しないものとされてきた。進学適性検査等については後述する。

学力検査の教科群は、「新制高等学校や旧制高等学校の教科課程を検討して」次のように定められた（当時の新制

高校の教育課程では、教科と科目の区分が明確でなかった。

教科群 教科

国語 国語

社会 一般社会、東洋史、西洋史、人文地理、時事問題、国史

数学 解析Ⅰ、解析Ⅱ、幾何

理科 物理、化学、生物、地学

外国語 英語、ドイツ語、フランス語等

「右の表が学力検査の教科の範囲であるが、教科群は学校が選定して出題し、教科群に属する教科は受験者が選択して解答する」とされた。これらの教科はいずれも新制高等学校のそれで、「国史」のみは旧制高等学校からの受験者を考慮したものであった。

『解説（一）』は、右の「五教科群の全部にわたって出題するか、あるいは一部の教科群を選択して出題するかは自由であるが、志願者の能力をあらゆる角度から検出する必要や、高等教育を受けようとするものが円満な一般教養をもたねばならないことから言っても、あるいは学力検査を通じて下級学校の教育の正常な発展を指導する責任から言っても、なるべくこの全教科群にわたって出題されることが望ましい」としていた。これにしたがって、本学をふくむほとんどすべての国立大学は当初から五教科全部にわたって出題した。

『解説（一）』はさらに、大学側は全教科について必ず出題し、「ママ 受検者はそれらの全問題を見てからその中の一教科に属する問題を選択して解答するのである。この場合受検者は必ず一教科に属する問題を選択するのであって、二教科以上にわたって好きな問題をより取りして解答することはではない。」としていた。

文部省が各教科群から一教科（のちの用語でいえば一科目）だけを選択させると指定していたのは、文部省がしめ

した当時の高等学校の教育課程の基準では、高校生には各教科群から最低一教科は修得させるという選択教科制を採用していたからであった。これは、高校には全日制課程のほか定時制課程があり、また普通課程（のちの用語では普通科）と職業課程（職業科）とがあり、これらを通して高校としての統一性を確保するための措置として位置づけられていた。

しかし、この理科、社会、数学の一教科（のちの用語でいえば一科目）選択制については、文部省も大学側の反発を予想した如くで、つぎのように念を入れていた（『解説（一）』二七頁）。

「また学校側においても、たとえば理科を出題する場合には、これに属する四教科すなわち物理・化学・生物・地学の問題を必ず出さなければならぬ。たとえば機械科・電気科・建築科等の学科を有する新制大学の工学部において、理科の学力検査の問題には従来の觀念からすれば、生物は必要がないと考えられるかも知れないし、またここに志願する者はみな物理を履修していると考えられるかも知れない。しかしこれは勝手な想像であり、独断であつて、志願者の中には物理を履修していない者もあり、理科として生物だけを履修してきた者もあつて、この教科の選択についてまだ特別の指導もしていない現状であり、また理科の中の一教科をまとめて履修して理科的な物の考え方や取扱方を会得するのが新制高等学校の選択教科制度であるから理科の学力検査問題として物理だけを出題したり、特に生物を省いて、出題するようないことがあつてはならない。

以上は例をあげて説明したので、他の教科群に対しても同様である。」

また『解説（一）』が教科選択の方法に関して、「検査場に入る前に、受験者の選択解答する教科をあらかじめ定めさせておいて、それぞれの教科の問題だけを別々に与えて解答させることも好ましい方法ではない。一つの教科群に属する全教科の問題を開放して、検査場において受験者の自由意志によつて、一教科の問題を選択解答させることが最も公明な検査方法である。」とのべていたことも、大学側の反発を招く原因の一つになっていた。実際、いわば

機械的にこの方針どおりに実施した東京大学では、それを選択する者が数名しかいないロシア語、中国語についても七千枚の答案用紙を用意したことが話題となっていた（『蛭雪時代』一九四九年九月号）。

文部省もさすがにこの点は譲歩し、翌『昭和二五年度新制大学（並びに専門学校等）入学者選抜方法の解説』では、「社会・数学・理科並びに外国語は出題の際予め受験せんとする科目名を届けでる方法をとつてもよい」とするに至った。本学の場合についてみると、一九四九・五〇・五一年度の「学生募集要項」は見つけることができなかつたので五二年度のそれについてみると、外国語（英語、ドイツ語、フランス語）についてのみ、受験する言語を出願の際に届けさせていた。

学力検査科目について文部省が指定した社会・数学・理科の一科目選択制をめぐる議論は、戦後の大学入試の歴史のなかで生まれた最初の重要な争点の一つであった。

個々の大学の内部での議論をしめす史料には接し得ていないが、新制大学の骨格をしめした大学基準を定めるなど初期の大学に大きな影響力をもっていた大学基準協会が、その一般教育委員会を中心として一九四九年二月頃から、高校と大学との教科内容の関連についての議論を始めたことが知られている（細金恒男『戦後高校教育の理念と大学入試制度』）。

同委員会は翌五〇年一月には文部省中等教育課の係官を招いての懇談、さらに二月には、文部省の係官二名、高校関係者二名との懇談を重ね、文部省に要望書を出す意向を固めた。懇談を重ねるなかで浮かびあがってきた論点は、おおむね二つであった。その一つは、社会、数学、理科についてはそれぞれ内容、性格の異なった複数の科目で構成されているのに対して、その中から受験生に自由に選択させていることについての不満である。この不満は、大学側が学部ごとに受験すべき科目を指定する方式としたという要求となって現われる。この要求は放置すると、大学側としては学部によって、高校において履修しておく科目を指定したい——たとえば工学部進学希望者は高校において

少なくとも物理と化学とを履修して、くることを受験資格の要件として定める——という履修指定方式要求にまでエスカレートする可能性があった（実際、高校において履修すべき科目を指定しこれを受験資格の要件とした大学が、ごく一部ではあるが後に現れた）。

もう一つの不満は、社会、数学、理科については、それぞれ一科目しか選択させていない点にあった。学部ごとに高校で履修すべき科目を指定したり、あるいは受験すべき科目を指定したりできるようにすることが望ましい。それが許されないのであれば、社会、数学、理科についてはせめてそれぞれ二科目ずつ受験させたい、というのがその要求である。

この懇談を通じて注目されるのは、この会合に出席した普通科高校（いわゆる進学校）の校長が、学力検査科目を指定することには賛成できかねるが、現行の学力検査科目数はもっとふやすべきだといひ、さらにこれに関連して「大学と高校との関係は（普通高校と）実業高校を一緒にして論ずるのが無理」なのであり、「実業高校の方は第二段に考えるべきである」、などと発言していたことである。普通科と職業学科とをともに同格の高校として扱っていると、新制高校の重要な特色があり、「同格」だというのは大学進学の面で対等平等に扱われる（べき）ことを意味している。ところが、進学校の校長は、いわば大学側におもねるかたちで、高校教育制度を根幹からゆるがす発言をしていたといえる。

こうした経過を経て、大学基準協会は一九五〇年四月には、大学入試の学力検査の科目について以下のような意見をまとめるに至った。（新制大学入学者選抜方法についての意見書）『大学基準協会会報』第八号、一九五一年、四―五頁）

学力検査は、左の五教科について新制高等学校卒業者の学力程度を基準として出題する。

国語 国語を主とするが、その問題の一部に漢文を加えて選択させることもできる。

社会 新制高等学校の科目から受験者をして二科目を選ばせる。ただし大学によってはその一部を指定することができる。また大学によっては一科目だけを選ばせてもよい。

数学 社会の場合と同様にする。

理科 社会の場合と同様にする。

外国語 〔略〕

農、工、商（経済）、水産及び家政等に関する大学には学部において右の社会、数学、理科の全部または一部に職業または家庭に関する科目を加え、受験者に選択させることもできる。

文部省は、一九五〇年度の大学入学者選抜の『解説』においても、さきとほぼ同じ文章を掲げて社会・数学・理科の一科目選択制を譲らなかつた。しかし、後には文部省も大学側の強硬な態度に折れて一九五〇年三月三十一日の通達（文大大第二九〇号）「昭和二六年新制大学等入学者選抜方法のうち学力検査科目について」においては、つぎのようになつた。

学力検査は、次の五教科について、新制高等学校卒業者の学力程度を基準として出題する。

国語 国語を主とするが、その問題の一部に漢文を加えて選択させることもできる。

社会 新制高等学校の科目から受験者^{ママ}をして二科目を選ばせる。大学によっては一科目だけを選ばせてもよい。

数学 社会の場合と同様にする。

理科 社会の場合と同様にする。

外国語 英語、ドイツ語、フランス語、華語等の中から一箇国語を選ばせる。選定した外国語の問題の一部に他外国語を加えて選択させることもできる。

農、工、商（経済）、水産及び家政等に関する学部または専門学校においては、右の社会、数学、理科の全部または一部に職業または家庭に関する科目を加え、受験者を選択させることとする。

この通達は、見られるようにさきの大学基準協会の要望をほぼ全面的に容れたもので、要望のうち「ただし大学によつてはその一部を指定することができる」といういわゆる科目指定制の部分のをのぞいたものであった。さらに同通達は、「なお、学力検査実施教科・科目を受験者が高等学校において履修していることを受験資格として要求することは、高等学校卒業者はすべて大学の入学資格をもつという法律の規定に反しますので、それができないことを念のため申し添えます。」ともつけ加えた。

本学においては右通達を承けて、五〇年六月二日及び五日の協議会において、一九五一年度入試の社会、数学、理科の三教科については二科目を選択させるべく、以下の如く決定した。

国語

漢文を加えて選択させるが漢文は二〇％位迄とする。

外国語

英、独、仏の中一外国語を選択させる。

問題中一問題（二〇％―二五％程度）は、他の外国語を選択し得るよう出題するが、英語を選択した場合は独語または仏語とし独語を選択した場合は英語とする。

社会科学

一般社会、時事問題、人文地理、世界史、東洋史、西洋史、日本史の中から自由に二科目を選ばせる。

理科

物理、化学、地学、生物の中から自由に二科目を選ばせる。

数学

一般数学、幾何、解析一、解析二、の中から二科目を選ばせる。

しかるに、同年九月二七日の協議会では、「その後文部省から実業科目を加えることにつき新たな指示があった」ので前決定を改めるとし、以下のような事項をつけくわえることが決定された。

経済学部

規定の社会七科目に「商業経済」一科目を加えて八科目とし、この内から二科目を選択させる。

工学部

数学の中、「幾何」の代わりに「図学」を、理科の中、「化学」の代わりに「工業化学」を、「物理」の代わりに「電気工学」を選んでもよい。

尚右は工学部志望者に限ることとし、代用科目の出題並びに採点は工学部で行い、選択しようとする科目は願書提出の際予め申出させる。

右の新たな指示とは、三月の通知の中の記述には疑義を生ずるおそれがあるとし、文部省が七月末に重ねて出した通達（文大大第二九〇号、昭和二五年七月三一日「昭和二六年度学力検査実施教科科目について」、増田幸一他編

表1 職業に関する科目の出題状況

年度	国立	公立	私立	計
1949	30/194 (15.3)	5/26 (19.2)	6/145 (4.1)	41/365 (11.1)
1951	74/198 (37.5)	17/38 (44.7)	19/178 (10.7)	110/414 (26.6)

- (1)分子は職業および家庭に関する科目を出題した学部の数。
分母は調査学部数。()内は、調査学部数にたいする職業
および家庭に関する科目を出題した学部数の百分率。
(2)旺文社『大学受験年鑑』掲載の各大学入試要項にもとづいて
作成した。
(3)細金恒男の調査による。

『入学試験制度史研究』一九六二年、三〇六頁所収）をさすものとおもわれる。そこには、次のようにのべられている。

一 農工商（経済）水産及び家政等に関する学部及び専門学校等においては社会・数学・理科の全部又は一部に独立した職業及び家庭に関する科目を必ず併せて出題すること。

二 社会・数学・理科の三教科の出題にあつては必ず二科目選択せしめなければならぬということではなく、大学によっては一科目を選択させても差支えない。

「必ず併せて出題すること」とのべている点に、文部省の姿勢の強硬さを読みとることができる。

こうして一九五一（昭和二六）年度の入試については、前述のように学力検査の教科目に関する通知だけがさきに出され、本来ならまとめてしめされるべき入学者選抜実施要項は一九五〇年八月一六日に通知された（文大第七六一号、昭和二五年八月二六日「昭和二六年度新制大学、短期大学及び旧制専門学校への入学者選抜要項及び進学適性検査実施要項について」『近代日本教育制度史料』第二六巻所収）。

こうした文部省の強硬な姿勢をうけて、一九五一年度入試において職業に関する科目を出題した学部は、表1にみる如く増加した。

なお一九五一年に本学に新たに設置された農学部については、他の学部とは別個に入試が行われた（五一年三月二二日の協議会報告による）。その応募人員は四七九名で、三月一七日に身体検査、同一八、一九、二〇日の三日学科試験が実施され、合格発表は三月二七日であった。

しかし、二科目選択制といわばだけ合わせて導入された職業教育科目を課する方式を持續している大学は多くはなく、本学においては一九五一年度限りの措置であった。本学の一九五二年度入試の学力検査科目は以下の如くであった。

国語

三月三日一〇時―一二時

社会（一般社会、日本史、世界史、人文地理、時事問題の内 二） 三月三日一三時三〇分―一五時三〇分

数学（解析Ⅰ、Ⅱ、幾何の内 二） 三月四日一〇時―一二時三〇分

理科（物理、化学、生物、地学の内 二） 三月四日一四時―一六時

外国語（英語、ドイツ語、フランス語の内 一） 三月五日一〇時―一二時

この科目構成は、前年度のそのうち、職業教育科目、社会のうちの東洋史、西洋史、数学のうちの一般数学をのぞいたもので、この方式は、以後、少なくとも一九五六（昭和三十一年）年度まで継承された（一九五七年度から六〇年度までの「学生募集要項」は発見されていない）。またこの時期の入試の学力検査のもう一つの重要な特徴は、科目構成、試験問題を全学部共通としていたことであった。

(二) 進学適性検査

新制国立大学発足期の大学入学志願者は、当該大学が実施する入試に先だって、全国一斉に実施される進学適性検査

表2 文部省が実施した進学適正検査の期日
(1948～1954年)

	願書締切期日	検査実施期日
1948年度入試	1月25日	2月10日
1949 "	前年の11月30日	1月31日
1950 "	" 11月25日	1月31日
1951 "	" 11月1日	1月23日
1952 "	" 10月10日	11月16日
1953 "	" 10月10日	12月16日
1954 "	" 9月25日	11月10日

查を受験しなければならなかった。この進学適正検査は、文部省が問題を作成し、各都道府県ごとに国立大学を中心に構成された進学適正検査監理委員会が実施するもので、年ねん少しずつ実施内容に改善がくわえられたとはいえ、基本的には集団知能検査に類する様式で行われ、学力検査ではなく、文科方面、理科方面などの「進学適性」を計測しようとするものとされていた。

進学適正検査は戦後初期の高専、新制大学の入学者選抜を特徴づけた方式の一つであったので、その経過をややくわしく追ってみる。

この進学適正検査は、新制大学発足に当たって初めて導入されたものではなく、一九四七年度の旧制高等学校専門学校入学試験に際し、官立学校志願者に対し、入学者選抜方法の一環として学力検査とは別個に実施した「知能検査」を直接の起原としていた。

この四七年のみは各校の入試期日の第一日（Ⅰ期校三月二十日、Ⅱ期校は三月三十一日、Ⅲ期校は四月十日）に実施された。翌一九四八（昭和二三）年度の官立高等学校専門学校入学志願者に対しては、各校の入試とは切り離して二月十日に全国一斉に、「進学適正検査」と改称して実施された。受験生は居住する各都道府県内の官立高等学校でこれを受験した。この実施形式がほぼそのまま、新制大学の入学者選抜に関しても継承された。その後の進学適正検査の期日は表2の如くで、その成績をガイダンス（受験校の選択）に役立たせるために次第に早められた。

進学適正検査は、厳しい競争試験の様相をしめしていた入学者選抜のあり方を

全般的に改善する一環として導入されたものであり、一九四八年九月一日付の文部省学校教育局長の通達（発学三九七号「昭和二四年度進学適性検査に関する協議会開催について」）が「昭和二四年度の新制大学及び旧制のまま存続する専門学校等の入学者選抜に関しては連合軍最高司令部CIEからの勧告の次第もあり昨年来実施して来た進学適性検査を加えて実施する方針であるが……」とのべているように、占領軍の勧告に基づいたものであった（通達文は、国立教育研究所蔵文書による）。

進学適性検査の設問形式や問題の内容は、当初に知能検査と称されたことから推測されるように、集団知能検査の性格をもっていた。官立（のち国立）学校の進学適性検査の問題は、東京大学の高木、岡部、梅津らの諸教授、日本大学の渡辺教授、慶応大学の横山教授、城戸教育研究所長ら心理学者の指導のもとに作成された（エドミストン「日本に於ける上級学校入学者の選抜法」、増田幸一他『入学試験制度史的研究』一九六一年）。それは、「受験者生来の知的能力の程度及びその傾向を検出することを目的としているが、他方で「高等教育において特に重要な将来に対する予診的意義を多分に持つ」とされた（文部省『昭和二四年度新制大学（並びに専門学校等）入学者選抜方法の解説（一）』）。

この検査は、知能検査の性格をもつものであり、そのための準備学習は不要で、またその効果もないとしばしばいわれた。しかし、受験産業は『進学適性検査の傾向と対策』（旺文社）というような受験参考書を早速に発売した。また模擬テストを実施した。練習を重ねれば何点かは確実に上がる、と受験生の間ではささやかれていた。

進学適性検査の成績は、一括して受験者の出身学校に報告されたので、出身学校を通して受験生本人にも知らされた。

進学適性検査の出題形式や換算方式は、毎年少しずつ改良された。一九四九年度の進学適性検査についていえば、一般の問題（A）、文科的問題（B）、及び理科的問題（C）各二〇問で構成されており、一問に一点ずつ配点され、

- ①文科系学校または学部（学科）の場合
 文科系の換算点 = $2(A+B) + C$
 = $2(A+B+C) - C$
- ②理科系学校または学部（学科）の場合
 理科系の換算点 = $2(A+C) + B$
 = $2(A+B+C) - B$
- ③文理いずれともきめがたい学校または学部（学科）の場合
 この場合には、粗点の合計点（60点満点）をそのまま利用してもよいが、これを5倍して300点満点あるいは5/3倍して100点満点に換算して利用してもよい。

粗点は六〇点満点であった。実際には、受験者が文科系であるか、理科系であるか、あるいは文理系であるかをみるために、上記のように一〇〇点満点に換算された。

（以上は、文部省学校教育局長、発学第二二七号、「昭和二四年度新制大学ならびに旧制専門学校進学適性検査成績利用方法及び資料の提出について」——国立教育研究所蔵文書——による）。

文部省の一九五四年度の『大学、短期大学への入学者選抜実施要項』は、「進学適性検査は、高等教育をうけるに足る能力を十分に検出できるよう」計画するものとされており、「入学者の決定は、進学適性検査、学力検査、および調査書の三者を等価値として判断し、それ等の各成績を総合して決定することを原則とする」としていた。しかし、現実には、入学者選抜の資料としての進適の位置づけは、大学ごとに異なり、その重みも著しく多様であった。

表3は、進学適性検査実施の最後となった一九五四年度入試につき『蛍雪時代』誌付録が紹介している各国立大学の案内から、進適に配点することが公表ないし推測されている全大学の配点を、進適への配点比率の高い順に並べたものである。学力検査の各教科への配点には、①全教科を等価にする、②文系学部では社会と外国語を、理系学部では数学と理科を、他の教科より重視する、という全大学にはば共通するパターンが読みとれる。しかし、進適、調査書への配点までふくめて考えると、配点の方式は極めて多様である。

表3 大学入学試験において進適に配点している国立大学の例（1954年度）

学 力 検 査						進学適 性検査	調査書	総 計	統計に対 する進適 の比率(%)		
国 語	社 会	数 学	理 科	外国語	小 計						
60	60	60	60	60	300	300		600	50.0	秋田大	
100	100	100	100	100	500	500	100	1,100	45.5	山梨大・学	
100	100	150	150	100	600	600	120	1,320	45.5	山梨大・工	
100	100	100	200	100	600	600	300	1,500	40.0	帯広畜産大	
100	100	100	100	100	500	300		800	37.5	茨城大、千葉大・教、 広島大 商船大	
100	—	100	100	100	400	300	100	800	37.5	若手大	
100	100	100	100	100	500	500	500	1,500	33.3		
20	20	20	20	20							
		他に1	教科20			120	100	80	300	33.3	愛知学芸大
100	100	200	200	100	700	300		1,000	30.0	東京水産大	
100	100	100	200	100	600	300	100	1,000	30.0	金沢大・理	
50	60	60	30	50	250	100		350	28.6	東北大・文系	
50	30	60	60	50	250	100		350	28.6	東北大・理系	
150	200	200	200	150	900	300		1,200	25.4	大阪学芸大	
100	200	200	200	100	800	300	100	1,200	25.4	宇都宮大	
100	200	200	200	100	800	400	400	1,600	25.0	宮崎大	
100	200	200	200	100	800	250		1,050	23.8	室蘭工業大	
100	200	200	200	200	900	225		1,125	20.0	信州大・織	
100	200	200	200	100	800	200		1,000	20.0	信州大・農	
100	100	100	100	100	500	100		600	16.7	北海道大、千葉大・薬・ 工・園、和歌山大、高知 大、九州大	
200	200	200	200	200	1,000	200		1,200	16.7	小樽商科大、名古屋大	
100	100	100	—	200	500	100		600	16.7	大阪外国語大	
100	150	100	100	100	550	100		650	15.4	大阪大・文系	
100	100	150	150	100	600	100		700	14.3	大阪大・理系	
100	100	100	100	100	500	100	100	700	14.3	群馬大	
100	100	100	100	100							
		他に専攻の1	教科100			600	100	700	14.3	東京学芸大	
100	100	200	200	100	700	100		800	12.5	京都工藝繊維大	
60	100	100	100	100	460	60		520	11.5	電気通信大	
200	200	200	100	200	900	100		1,000	10.0	神戸大・文系	
200	100	200	200	200	900	100		1,000	10.0	神戸大・理系	
200	200	200	200	200	1,000	100		1,100	9.1	京都大（工以外）、長崎大	
200	200	400	400	400	1,600	100		1,700	5.9	京都大・工	

『蛭雪時代』1954年1月号付録『昭和29年度全国大学受験年鑑』による。

大部分の大学の調査書の欄は空欄であり、これは原資料のまま、配点や活用法が不明であることをしめす。調査書に配点している大学もわずかであるがあったことが注目される。

ここでの関心事である進適についてみると、国立大学七二校中少なくとも三二校が進適にも配点していたことがわかる。原資料には配点等が全く記載されていない大学が二五校もあったから、実際には進適にも配点していた大学はもっと多かったとみてよいであろう。進適への配点方式は多様であり、学力検査との関係での進適の重みの置き方には、およそ次のような類型がみられた。

① 学力検査の総計と進適とを等価

に重くみる方式——山梨大、帯広畜産大、岩手大、秋田大。この方式は、文部省の『実施要項』のしめす方式に近いものである。

②進適に、学力検査の総計の半分ないしそれ以上の重みを与える大学——茨城大、千葉・教、広島大、商船大、愛知学芸大、金沢大・理、宮崎大。

③進適を、学力検査の一教科よりは重くみるが、学力検査の半分以下とする大学——東京水産大、東北大、大阪学芸大、室蘭工業大、宇都宮大。

④進適に、学力検査の一教科と等しい重みを与える大学。この場合には、教科の配点の方法により、三つの類型があった。

一、進適に、配点の大きい教科とほぼ等しい重みを与える大学——信州大

二、進適と一教科とを等しくみる大学——北海道大、千葉大・葉・工・園、京都学芸大、和歌山大、高知大、九州大、小樽商科大、名古屋大、群馬大、東京学芸大

三、進適に、配点の小さい教科とほぼ等しい重みを与える大学——大阪外国語大、大阪大、京都工芸繊維大、電気通信大、神戸大

⑤進適に、学力検査の一教科より小さい重みを与える大学——京都大、長崎大

このような多様な類型のほかに調査書に配点する大学もあるので、判明している限りでも、総点中の進適の重みは、最高五〇％（秋田大）から最低の五・九％（京都大・工）まで幅広く分散していた。そのうち、三〇％以上の重みを与えた大学は一一校（判明している大学の三四・四％）、一〇％以上三〇％未満の重みを与えた大学は一三校（同四〇・六％）であり、進適に一教科と同じく一六・七％という重みを与えるタイプが八校と最も多かった。

進学適性検査については、志願者が一定の人数あるいは一定の倍率を超えた場合に、進適の成績を第一段選抜すな

わちいわゆる足切りの資料とする活用法もあった。一九五四年度入試でこのような第一次選考を実施することを予告していた大学は、国立大学では、本学をふくめ、千葉大、東京大、一橋大、東京外国語大、東京工業大、横浜国立大、商船大、京都大、大阪大、大阪外国語大、九州大、大分大の二三大学、公立大学では東京都立大、神戸商科大の二二大学であった。これら一五大学のうち一〇大学までが、志願者が募集人員の五〜七倍を超えた場合、あるいはほぼこれに相当する人数を超えた場合、というように第一次選考を実施する条件を明示していた。その他の大学は、「志願者が多数の場合」というかたちで、第一次選考を実施する条件をしめしていた。しかし本学では、志願者の人数等の条件をつけずに、たんに書類審査（進適の成績がふくまれる）による第一次選考を実施するとしていた。

右の一五大学のうち一九五三年に進適を活用する第一次選考を実施したのは、千葉大、東京大、東京外国語大、横浜国立大、名古屋大、京都大、大阪大の七大学であった。

進適は、占領軍の推奨で始められた心理学的検査法で、わが国高等教育機関の入学者選抜にはなじみの薄い方法であったけれども、経験を積むにしたがって定着するかに見えた。しかし他方で、以上にのべた活用法の多様性は、進適の位置づけや評価に関して、大学側に共通理解がないことを示唆していた。

対日講和条約発効（一九五二年四月）以降、進適を一律に強制的に実施することについては、各方面から種々な疑問や意見が出されるようになった。そのなかには、進適（と調査書）による第一次選抜で不合格となった者の入学検定料は減免すべきではないかという意見もあった。「別段減免する考えはない」というのが当時の文部省の見解であった（増田幸一他『入学試験制度史研究』三二―三八頁）。この問題は一九八〇年代後半に、共通第一次学力試験の成績によって第一次選抜を実施する大学が続出すると再燃した。文部省は、当初は一九五二年当時と同じ見解をとったが、結局世論に押されて一九八九年度入試からいわゆる足切りされた者の受験料については一部を返却することとした。

進適については、運用上の改善意見にとどまらず、これを廃止すべきだという意見が大学側、高校側の双方から出された。たとえば、近畿南部地区大学女子部会は一九五二年一月に、進適の扱いが各大学まちまちであることは大学にとって不可欠のものではないことを意味しているとし、経費、労力の負担、このための受験勉強など、労多くして効少なく弊害すら認められるから、「この制度は一日も早く廃止するのが賢明である」と建議した（増田他、前掲書、三一―九頁）。大学側にはこれに類する不満が多かったといわれる。

全国高校長協会総会（一九五三年六月）の審議では、進適の廃止・改善の意見が相半ばして結論に達しなかった（同上書、三一九―三二〇頁）。しかし全国高等学校長協会総合制部会は五三年二月に、進学適性検査の功罪を詳細に論じたうえで、「進適の速やかな廃止」を文部大臣に要望した（同上書、三二六―三二八頁）。

進適に関する各方面からの疑問や廃止意見に関して、進学適性検査問題作成委員会（進学適性検査について考えられる非難とそれに対する進学適性検査問題作成委員会の所見）一九五三年一〇月）、日本心理学会（進学適性検査に関する意見書）五三年一月）は、論点を詳細に論じて、進適を継続すべきことを主張した（同上書、三二三―三二六頁）。

しかし文部省は、一九五四年四月に至り、「従来全国一斉に実施していた進学適性検査の方法は昭和三〇年度以降はこれをとりにやめ、各大学において任意に実施」することとする、と通達した（昭和二九年四月三日文大大第二六九号、「進学適性検査の措置について」）。これによって、進学適性検査は事実上全面廃止された。実施する・しないを形式的には各大学にまかせたわけだが、実際に一九五五年度入試以降も進学適性検査を実施したのは国際基督教大学のみであった。

(三) I期・II期制

新制国立大学の入学試験は、発足の当初から、入試期日（学力検査の実施期日）をI期、II期に分け、すべての国立大学をそのいずれかに指定する方式で実施された。本学をふくむ旧制帝大を前身とする大学は、一貫してI期に指定された。この方式は、I期の合格発表後にII期の試験が始められる方式であり、国立大学入学志願者に二回の受験機会を与える趣旨であったと説明されている。

新制国立大学の入試期日をどう設定するかは、最初から大学入試の重要な問題の一つであったとおもわれる。

旧学制の帝大、官立大は、明治以来入試日程を全大学につきほぼ一斉とするよう設定し、いわゆる複数の受験機会を認めてこなかった。二次試験は、入学者が募集人員に達しない学部・学科のみ実施したが、その日程は不統一であった。旧制高校の入試日程も、学校体系がほぼ整備された一九〇二（明治三五）年以降は、一・二の例外をのぞいて、つねに一斉に実施するよう設定されていた。旧制大学や旧制高校にあっても、学校間に実態面で多少の差はあったが、学校制度としてはほぼ均質化され、入試を一斉に同一期日で実施しても大きな障害はないと考えられていたわけである（もちろん実際には、東京帝大の若干の学部に志願者が殺到するなどの事態はみられた）。

一方官立専門学校の場合には、学校数が増加した一九二〇年代以降、高等農業、高等工業、高等商業等の学校種別ごとに学校長が集まり、協調して入試日程を設定する慣行ができていた。さまざまな方式が試みられたが、受験生に複数の受験機会を与える前期・後期制をとった年が多かった。三月の後半期に試験日程が集中するため、前期校の試験日が高校のそれに重なる場合もあった。また、毎年協議したといってもつねに協調が成立したわけではなかった。連年前期に実施する学校があったり、後期日程よりさらにおくらせて実施する学校もあるなど、官立専門学校の経験は、入試日程の協調のむつかしさを物語っていた。

しかし戦時下の一九四三年には、官立高校は三月六・七日、官立専門学校は三月二十二または二十三日からと入試

期日を統一した。さらに戦後の一九四六年から一九四八年までの三年間の官立学校の入試期日は、三期に分けて設定された。第Ⅰ期は官立高校、第Ⅱ期は官立専門学校のうちの前期校、第Ⅲ期は官立専門学校のうちの後期校とされた。官立高校は第Ⅰ期に固定されていたが、各官立専門学校のいずれが前期となるか後期校となるかは、農、工、商の学校種別により違った。

こうした経験のうえに、新制国立大学の入試にはⅠ期、Ⅱ期制が採用された。いずれの大学をⅠ期とするかⅡ期とするかは、毎年の文部省の通達（「大学入学者選抜実施要項」）により指定された。

この方式による場合、Ⅱ期に指定された大学からは、志願者のうち欠席者が多く実際に受験する者が激減するなど入試実務が煩瑣になり、また入学者に、落ち武者、意識が強いなどの問題が繰り返し指摘された。こうしたことから一九五〇（昭和二五）年七月に成立した国立大学協会ではⅠ期、Ⅱ期の入れ替え、あるいは手直しなど、入試期日の改訂問題には長年にわたって頭を悩ませた。結果だけをいえば、国立大学の入試期は初期の一、二の例外をのぞき、一九七九年の共通第一次試験の導入とともに一本化されるまで変更されなかった。

（四）医学部の入学者選抜

医学部については、修業年限、入学資格、入学者選抜の方法などの面で、他の学部とは幾分異なる経過をたどり、また大学ごとに対応の違いもあったので、ややくわしくのべてみる。

一九四九年四月一日に公布された学校教育法には、第五十五条に、「大学の修業年限は、四年とする。但し、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の学部（夜間において授業を行う学部（引用者））については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる」とあった。ここにいう「特別の専門事項を教授研究する学部」とは、医・歯学部を想定していたものとおもわれる。学校教育法はまた、第五十六条に、「大学に入学することのできる者は、高

等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする」と規定していた。両者を併せ考えると、「特別の事項を教授研究する学部」で修業年限が四年を超え、医学部の入学資格もまた高卒とされていたわけである。

他方新制名古屋大学の最初の「名古屋大学通則」には、その第三条に、「本学の修業年限は四年としこれを一般教養課程一年半、専門課程二年半に分ける。但し医学部は修業年限を六年とし、これを一般教養課程二年、専門課程四年に分ける」とある。またこの通則の附則には、「この通則は昭和二十四年四月一日からこれを適用する」とある。詳細な記録は残されていないけれども、さきに見たように本学の一九四九年の医学部の入試は、他の学部のそれと同様に実施されたものとみてよい。

一九四九年度の医学部入学者が名大教養部を経た者であることは、『名古屋大学医学部九十年史』（二三八二頁）に、「新制の名古屋大学入学生は去る昭和二十四年七月二二日入学宣誓式を行って、爾来二年間の一般教養課程を履修した。」とあることから明らかである。

ところで学校教育法は、一九四九年六月一日に一部改正され、医学・歯学の学部の修業年限を六年とし、この学部を置く大学の入学資格に特例をもうけ、他の学部は二年以上在学して所定の課程を履修した者またはこれと同等以上の学力があると認められた者に限られることとされた。この法改正が四九年の入試に間に合わなかったことはもちろんである。この法改正にもとづき、文部省大学学術局長は、四九年六月三〇日付で「改正医学及び歯学教育制度の実施について」（学大第五三三三号）を各大学に通牒した。

一九四九年九月一六日の評議会は、医学部の組織編成を同年六月の学校教育法一部改正とこれに基づく同法施行規則の一部改正に対応させるための文部省大学学術局長の通牒にもとづき、名古屋大学が左の四方式のいずれをとるか

を審議した。

イ、修業年限六年以上の医学部とし、専門の課程及び進学の課程を置く場合

ロ、修業年限四年の専門課程のみを置く医学部とし、進学の課程をその大学の他の学部にも置く場合

ハ、医学部のない大学において専門の課程のみを置く医学部を有する大学と協議の上その大学の学部に進学の課程を置く場合

ニ、修業年限四年の専門の課程のみを置く医学部とし進学課程を置かない場合

同日の評議会は審議の結果、本学では医学部の意向を尊重し、修業年限六年の医学部とし専門課程を四年、進学課程を二年とし、学生定員、施設は従来通り、進学課程は教養部で行うこととした。右の通牒のイの方式を採用することとしたわけである。

（五）白線浪人対策

新制大学発足の時期は、旧制大学終末の時期でもあった。入学者選抜（Ⅱ入試）に関していえば、新制国立大学は一九四九年度から新一年生を受け入れ始めた。他方、旧制大学の学部は一九五〇年の入試を最後とすることになった。新旧学制の交替期であったために、種々な問題が生じた。たとえば一九四八年度に旧学制の高等教育機関に在籍していた生徒は、何学年に在籍していたかにより、また（一）旧制高等学校、（二）旧制専門学校・師範学校・青年師範学校、（三）一般の大学予科、（四）医科及び歯科大学の予科、のいずれかに在籍していたかにより、一九四九年度以降に選択し得る進路は異なっていた（前掲『解説（一）』による）。ここではそのうち、当時社会の耳目の関心を浴びたいいわゆる「白線浪人」対策につきのべる。なお白線浪人とは、（旧制）高等学校を卒業した後、進学の希望があるのに帝大・官立大に入学できなかった者の謂である。旧制高校生の制帽がその横腹に白線を巻きつけていたところか

らこの呼称がうまれた。

戦後の白線浪人対策は、新旧大学の双方について実施されたので、まず旧制大学のそれからのべる。

旧制高等学校は一九四八年度に最後の新入生を受け入れた。彼らは、翌年三月に高等学校（旧制）一年修了の時点で高等学校打ち切りとされ、そのうち進学希望者は新制大学を受験するものとされた。こうして、一九四七（昭和二二）年に旧制高等学校に入学したものが、旧制大学を受験しうる最後の生徒となった。彼らは一九五〇年三月に卒業を迎え、この年に旧制大学の最後の入学試験が行われた。そのため、本学のように旧制大学から新制大学に移行した大学では、一九四九・五〇年の二年間は新制・旧制の二種の入学試験が行われた。旧制高等学校の卒業者はそのほとんどすべてが旧制大学をめざした。さらに、一九五〇年度の最後の旧制大学入試は、この年の旧制高等学校卒業生だけでなく、「白線浪人」や各種専門学校や（旧）軍関係学校の卒業生にとっても再挑戦の機会のない最後の入試であり、受験者が殺到する状況となった。

一九四九年一月二十九日に文部省は白線浪人対策として、①旧制の各大学を二期に分けて一九四九年度選抜試験を実施すること、②旧制大学の各学部学科の入学定員をできるかぎり増加されたいこと、③二期に分けての試験により二重入学・入学取消などを防止するため第一期の大学は合格発表をできるだけ早く行うこと、の三点を各国立大学（旧制）に到達した〔文大大第二六五号、『東京大学百年史 通史二』一〇〇四～五頁〕。

第一期入試校は東京・京都・新潟（医）・岡山（医）・千葉（医）・金沢（医）・長崎（医）・熊本（医）の各大学、第二期は東北・九州・北海道・大阪・名古屋・一橋（商）・神戸（経）・東京工業・東京教育（文理）・群馬（医）・弘前（医）・信州（医）・徳島（医）・鳥取（医）・東京医科歯科（医／歯）の各大学であった。第二期に指定された大学から強硬な反対意見が出た模様で、東北・九州・北海道・大阪・名古屋・神戸（経）は一期・二期ともに入試を行ない、一橋は一期に回ることになった〔『東京大学百年史 通史二』一〇〇八頁〕。一九四九年二月二七日の本学協

表4 名古屋大学（旧制）入学志願者数および増加定員（1950年度）

	第一期		第二期		志願者合計	臨増員合計 a	予算定員 b	定員増加分 a-b	備 考	
	志願者数	臨増定員	志願者数	臨増定員						
医学部	158	60	408	40	566	100	80	20		
工学部	機械 電用 金合	86 47 78 64 275	(30) (20) (20) (20) (90) 93	90 77 106 90 363	(30) (20) (20) (20) (90) 92	176 124 184 154 638	(180) *185	180	5	*学部全体で5人増 ()内は予算定員数
理学部	数物 科生 地球 科学 計			51 112 107 37 8 315	15 20 15 6 5 61				6	地球科学科新設 生物学科一人増
理科系合計	433	153	1086	193	1519	346	315	31		
文学部	哲史 文合			58 43 119 220	30 30 30 90	220	90	40	50	
法経学部	法政 経合			352 342 632 385 1711	60 60 80 70 270	1711	270	80	190	
文科系合計			1931	360	1931	360	120	240		
合 計	433	150	3017	553	3450	706	435	271		

（1949年12月27日付および1950年3月2日付、協議会の記録、添付資料より作成）

議会の記録によると、この決定を受けて、本学では、医学部と工学部が一期・二期ともに試験を実施し、他の学部

（理学部・文学部・法経学部）は第二期のみ実施することと学部長会議で決定されたことが報告されている。

入試期日とともに定員増加が問題となった。単純に計算すれば、一九五〇年の旧制高校卒業見込者は全国で九、一三〇（文科三、五三七、理科五、五九四人）、白線浪人は九、四五三（文科三、一三四、理科六、三一九）人、合計一八、五八三（文科六、六七一、理科一一、九一三）人であった。これに対して、旧制大学の前年度（一九四九年度）の受入れ実績は一〇、四四二人、旧制高校卒業者は六、六一四人であり、このままでは、

一、二〇〇人の生徒が大学進学を断念しなければならない状況であった（『東京大学百年史 通史二』一〇〇三頁）。この事態に対応するために、名古屋大学では、臨時の定員増加を行った。表4は一九四九年二月二七日付けおよび翌年三月二日付けの協議会の記録に添付されていた資料に基づいて作成した一九五〇年度の名古屋大学（旧制）入学者定員増加および増加定員を示したものである。

これをみると、文系学部（文学部・法経学部）では、予算定員二二〇人であったところを一九五〇年には臨時増加定員三三〇人と三倍増となっている。それに対して理科系学部（理学部・医学部・工学部）では、実験設備などとの関係もあってか大幅な定員増は出来ず、理学部の新設学科である地球学科の定員五人をふくめても、予算定員三一五人から三四六人へと三一人の増加にとどめられた。第一期・第二期ともに合わせた本学全体で見れば、志願者総数三、四五〇人、臨時増加定員七〇六人（予算定員四三五人に比して二七一人増）であり、単純に倍率を算出すれば、四・九倍となる。

一九五〇年三月二日の協議会で、学部長会議の決定によって、入学式（旧制）は四月十日に医学部附属図書館で行われることが報告された。なお、新制の入学式は四月一日とされた。また、一九五〇年三月二八日の協議会の記録によれば、入試（旧制）の結果、欠員の出た文学部と理学部地球科学は二次募集することになった。

しかし、一九五〇年度の入試が終了しても約七、〇〇〇人の白線浪人が残った。五月二三日に国立大学学長小委員会において白線浪人六、八九九人中医学部関係一、一七六人を除く五、七三三人（文科系二、九六一人、理科系二、七六二人）の対策が検討された（人数は一九五〇年七月一八日付けの協議会の記録による）。この会議では、入試（旧制）をもう一度実施する、新制大学第二・三学年に編入せしめる、補欠入試を行うなどの対策が検討されたが、占領軍当局が旧制大学の延長に反対したため、旧制大学としてとり得る白線浪人対策は一九五〇年入試をもって終わったことが確認された。

表5 名古屋帝国大学（旧制）入学志願者数（1950年度）

		第一期	第二期
医学部		158(60)	408(40)
工学部	機械	86(30)	138(30)
	電気	47(20)	77(20)
	応用化学	78(20)	106(20)
	金属	64(20)	90(20)
理学部	数学		51(15)
	物理		112(20)
	化学		107(15)
	地球科学		37(6)
			8(5)
合計		433(150)	3,065(551)

() 内は定員を表わす

この経過をうけて七月二三日の学長会議においては新制大学二・三学年への編入措置が正式決定された。本学では、一九五〇年七月二八日の協議会でこのことは報告された。それによれば、新制として旧制定員の半分を

収容し三年以上在学せしめること、入学者は志望順に試験成績により決定されること、試験成績の悪い者は大学が入学拒否できること、医学部歯学部は本措置とは別扱いとすることなどが記録にある。旧制定員の約半分収容のことについては、本学では文科系は可能の見込みであるが理学部、工学部については疑問があるとの見解を述べたようである。この協議会では、法、文、経各学部では大体二〇人位収容することが話し合われ、理学部および工学部の収容人員については、当該学部で早急に決定し本部に報告することとなった。

その編入試験は文部省作製の全国一律総合試験によって実施されることになり、一九五一年一月二、三日に旧制高等学校卒業者のみを対象として実施された（会場は東京大学・東北大学・京都大学・広島大学・九州大学、前掲『東京大学百年史 通史二』一〇〇九頁）。一九五一（昭和二六）年一月三日の評議会の記録によると、この編入試験の本学に対する志願状況は表5の通りであった。

この日の評議会には、東京・京都両大学の収容者が先に決定され、その後、他の大学の選考が行われるので困難が予想されると報告されている。

一九五一年二月二日の協議会の記録によれば、本学への編入が内定した一四二人に対して二月二〇日に仮合格通知書が発送され、身体検査が三月二日

に実施された。また、編入者は教養課程を瑞穂分校で履修することとなった。

白線浪人を受け入れた後に問題となったのは彼らの高校時代の学習の単位認定についてであった。一九五一年二月二二日の協議会では、白線浪人を新制大学に編入する際の単位互換の問題について協議された。また、旧制・新制の学校間の問題だけでなく、今後、編入学、転入学を志望してくる者があることが予想されたため、他の新制大学で取得した単位の換算などについても、いずれ問題となることが予期された。そのため、全学組織として単位換算常設委員会および各学部と教養部に下部委員会が設けられ、そこで白線浪人問題が扱われた。単位換算常設委員会の構成は、

①各学部長及び各学部毎に一人、②各分校主事および各分校毎に一人、③学生部長および学生課長、であった。

一九五一年三月二二日の協議会では、単位換算常設委員会で作成された旧制高等学校卒業者の特別編入についての単位換算基準が承認された。その内容は、①換算して与える単位は最高三二単位とする、②単位の基準は旧大学基準による、③一九五一年度前期で一般教養科目の単位を修了するよう考慮する、④高等学校にて成績不良の科目には単位を与えない、⑤編入学試験科目についてはその成績によって単位を与えてよい、⑥以上の方法によっても学部に進むために必要な単位を修了することが不可能な場合は特定の時期に認定試験をして単位を与える、こととされた。

一九五一年三月二二日の協議会において、この年度の特別編入生の入学式は四月一六日の午後に医学部構内図書館講堂で開催することが決定された。

特別編入生が取得すべき一般教養の単位は、本学においては旧制高等学校文科卒業生一六単位、理科卒業生一八単位（ただし、理科卒業後人文系に進学したものは一二単位）とされたのに対し、彼らは教養課程での受講廃止を主張し直ちに専門課程の受講を要求してストを行なおうとした。五月一九日の評議会ではその対策が論議され、体育講義二単位と各学部指定科目約五単位の履修を条件として、学生の学籍を学部に移す措置を認めた（『名古屋大学五〇年史 部局史二』一九八九年、二二二頁、参照）。

なお、白線浪人中一、〇〇〇余人は医学部志望であったが、彼らに対しては編入学試験は行われなかった。新制大学の医学部の設置は一九五一年度から認められ、専門課程四か年のみで構成された。そのため、前述のように医学部の入学者選抜は一般教養課程を修了した者に対してのみ行われた。

（六）身体検査

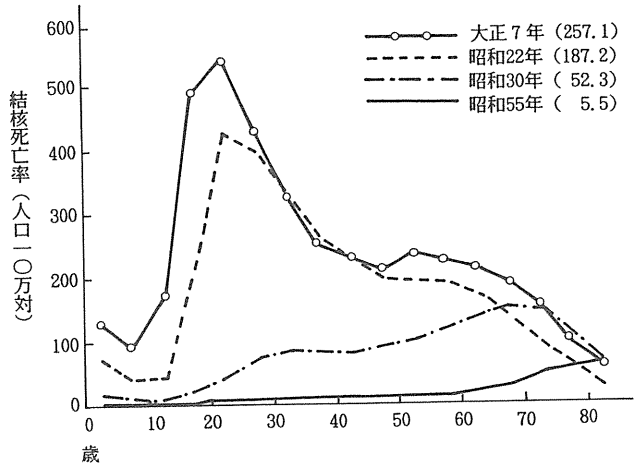
新制大学の入学者選抜では、身体検査も重要な事項であった。

大学入試における身体検査の方法や検査項目、検査の役割は、公的には、「身体検査の方法は例年と全く同様で、結核病、伝染病に特に関心をもって施行されなければならない。それらの病気について、教育を受けたためにかえって不幸な結果を招いたり、学校へ出席して級友に迷惑をかけたたりするような者は排除するが、勉学に支障のない程度その他の一部欠陥等の者は問題としない。しかし、その結果はおのずから、これを第二次的判定の材料として利用しうることはもちろんである」とされた（文部省『昭和二四年度新制大学（並びに専門学校等）入学者選抜方法の解説（一）』二二八頁）。

当時の入試における身体検査については、青年男女のあいだに広まっていた結核罹患者を入学させることのないよう文部省や学校側は異常なほどに神経を使っていた。それは、理由のあることであった。

近代日本の人口統計をみると、死因の第一位は、一八九九（明治三二）年から一九二八（昭和三）年までは「肺炎及び気管支炎」、一九二九（昭和四）年から一九三四（昭和九）年までは胃腸炎であった。一九一六年に亡くなった夏目漱石が胃腸病に悩んだことはよく知られている。彼の時代、胃腸炎は「肺炎及気管支炎」に次ぐ死因第二位だった。ところが一九三五（昭和一〇）年からは、人口一〇万に対する結核による死亡率が一九〇・八となり、死因第一位となった。この死因第一位という結核の位置は一九五〇（昭和二五）年まで一六年間も続いた。しかも結核による死亡率は、一九四三年の二三五・三へと上昇しつづけた。戦時体制が国民の健康を悪化させたことを象徴する数値で

図 年齢階級別結核死亡率（主要年次）



『厚生白書（昭和56年版）』186ページより。

かるに、一部には知育偏重の流れのなかで「入学試験において身体検査で不合格となることは恥と思わなかった」風潮もあるといわれたので（増田幸一他『入学試験制度史研究』一五一頁）、文部省や学校側は学校の集団生活のなかで結核が拡がることを惧れたのである。四当五落の熟語が流行していたことにみられる睡眠を犠牲にした受験勉強の無理は結核感染の温床になっており、「結核から青少年を守るためには結核患者を上級学校からいっさいしめ出すこ

ある。第二次大戦後、国民生活の改善、ペニシリン・ストレプトマイシン・カナマイシンなどの抗生物質、さらに、結核菌にのみ有効なパスなどの新薬によって結核死亡率は急減し、一九五一年以降は死因第一位の地位を脳血管疾患にゆずった（数値は厚生省大臣官房統計情報部『人口動態統計（昭和六三年）』による）。

結核は、第二次大戦中から戦後初期にかけて猛威をふるっただけでなく、二〇歳前後の若者に結核で死亡する者が多かった点でも注目すべき病気であった（図参照）。亡国病などと称された所以である。なお、図にしめていないが、結核罹患率のグラフのピークも二〇歳前後にあった。

結核は働く青少年に多かったけれども、受験勉強に追われるなかで罹患する者も少なくなかった。し

とである」とさえいわれていた（前掲書、一五二頁）。文部省が一九五一年にとくに通達を出して、「年齢と現在の学生の健康の実体からして特に結核発病者、発病のおそれのある者の入学は嚴重に警戒しなければならぬため、身体検査に当たっては必ずエックス線間接撮影を行い、疑わしい者には更に直接撮影を行いその成績を診断医に提出しなければならぬ」としたのもその故であった（文大生第六七号、昭和二十六年一月二六日「入学者選抜時の身体検査について」）。

身体検査の運用実態に関する公式なデータは非常に少ない。しかし、その実態は、現在よりも受験生の関心事であったようで、時折受験雑誌に報告されている。

たとえば、一九五二（昭和二七）年度入試についてみると、やはり胸部疾患ことに結核性の胸部疾患による不合格者は多かったという。すなわち北大では四、三六五名の受検で六九名、名古屋工大では一、八七四名の受検で八四名、金沢大では三、〇六六名の受検で二〇名、東京学芸大では二、一七八名の受検で一八名、東京教育大では六六六名の受検で二六名、横浜国大では一、三五八名の受検で二七名、神戸大では一、二七四名の受検で二五名が、それぞれいずれも結核性の疾患で不合格となったといわれる（『蛍雪時代』一九五三年一〇月号、九四〜九五頁）。ただし、ここでいう受検者はX線撮影の受検者をさす。X線撮影は全受験生を対象とする場合、学科試験合格者のみを対象とする場合、要注意者のみを対象とする場合があるなどその数字の意味は多様なので、単純にパーセンテージを計算することはできない。

初期の国立大学では、受験者全員に学科試験と同時に（日程は多少ずれるが）身体検査を行う大学が多数派で、学科試験合格者にのみ身体検査を実施する大学は、本学のほか、東大、東北大、一橋大、東京外語大、横浜国立大、千葉大、埼玉大、お茶の水女大、東京水産大、名工大、商船大、京大、阪大、神戸商船大、九州工大、広島大（水産以外）などであった。たとえば本学の一九五二年度の場合をみると、学力検査は三月三・四日に実施され、その合格者

につき、三月一九・二〇日の両日、鶴舞の医学部附属病院において身体検査が実施された。こうして、最終的な入学許可者は三月二十四日に発表された。

またそのいずれにせよ、保健所、国公立病院の医師の診断書を提出させ、これを参考として身体検査を実施していた大学として、京大、九大、岡山大、香川大（経）、宮崎大、奈良女大、滋賀大（経）、帯広畜産大、大阪外語大、京都学芸大、京都工芸繊維大などがあつたという。

しかし、長年にわたつて若い人の間に猛威をふるつた結核も、新薬の登場、国民生活の全般的改善などの結果、急速に衰退した。たとえば、結核の死因中の順位は、一九五三年第五位（死亡率六六・五）、五四四年第四位（六二・四）、五五・五六年は第五位、五七・五八年は第六位、五九年から六六年まで第七位となつた。ついでにその後の経過をみると、六七年から七〇年まで第八位、七一年は第九位、七二年から七六年まで第一〇位で、七七年からはワーストテンからついに姿を消して今日に至っている。

こうした事情の好転を考慮して、入学試験の一環として学力検査合格者に実施された健康診断は、六四（昭和三九）年からは、出願の際に健康診断書を提出させることに変更された。なお「身体検査」の呼称は、学校保健法（一九五八年法律第五六号）の制定に伴い一九五九年度の入試から「健康診断」と改められた（一九五八年六月二六日、文大大第四五二号、「昭和三十四年度大学短期大学への入学者選抜実施要項について」）。健康診断書は、大学が配布する用紙に、出身学校医、保健所、国公立病院などの医療機関の医師が記入したものに胸部X線間接撮影フィルム（六×六センチメートルに限る）をはりつけたものとされた。この書面診断により、精密検査の必要が認められた者のみが大学で検査を受けることとされた。大学を、いや若者を悩ませていた結核罹病者の急激な減少が、健康診断のこのような簡略化をもたらしたといつてよい。遠隔地からの受験者にとっては来学が一度で済むことになつたわけだから、これは、学力検査科目の変更を別とすれば、入学者選抜方法の重要な変化であつた。

いずれにせよ、本学の「身体検査」「健康診断」の実態をとらえる史料には接し得なかった。

（本節では新制大学の入学試験の動向を中心に記述した。教職員・学生の動向については、稿を改めることとした。）